主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一〇月に処する。 原審における未決勾留日数中八〇日を右刑に算入する。 この裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予する。 原審における訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人若柳善朗作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁 は、検察官齋藤正吉作成名義の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、こ れらを引用する。

ー 所論は、要するに、原判決は、被告人が原判示日時場所でAに劇物であるトルエン約一〇五ミリリツトル(ドリンクびん入り一本)を販売した旨を認定しているけれども、そのように認定するに足りる証拠がないから、原判決には判決に影響することが明らかな事実の誤認がある、というのである。

所論は、Aから押収されたトルエンの量が、買い受けてから吸入され減少した後のもので、一一〇ミリリットルあつた可能性があり、買受け時にはこれを上回つていたはずで、満杯の容積量の一一〇ミリリットルであるCドリンクびんには入れず、従つて、買受け時の容器は、当初より、容積量の大きいBドリンクびんであったとみるべきであるから、Aの供述は措信できない、という。なるほど、Aから押収されたトルエンの量が約一〇五ミリリットルと測定されたが、測定者である警視庁科学捜査研究所Gに対する電話聴取書によれば、右測定には約五ミリリットルの誤差があり得るというのであるから、所論も一個の可能性として理解できない訳ではない。しかし、右の誤差の限界値が約五ミリリットルであるとする根拠が明確

でなく、それ自体厳密なものであるとは認め難いうえ、Aの供述によれば、その吸入した分量はわずかであったというのであるから、Aが入手した当初のトルエンの 量が一一〇ミリリツトルを超えていて、Cドリンクびんに入つていたことはあり得 なかつたとまでは結論することはできない。それ故、右の点は、原判示認定の限度 で措信できるAの各供述及び被告人の捜査段階の供述の信用性を左右するに足るも のとまでは認められない。所論は採用できない。

かようにして、原判決挙示の関係各証拠を総合して、原判示罪となるべき事実を

認定した原判決には事実の誤認はなく、論旨は理由がない。 ニ ところで、職権をもつて調査すると、原判決には、次のとおり理由の不備が あり、破棄を免れない。

〈要旨〉原判決は、被告人の原判示所為に毒物及び劇物取締法二四条一号、三条三 項、毒物及び劇物指定令二条一項</要旨>七六号の二を適用しているが、同法三条三 項は、同項但書の毒物劇物営業者間の場合を除き、毒物又は劇物の販売業の登録を 受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し授与し又は販売若しくは授与の目的で 貯蔵し、運搬し若しくは陳列してはならないと規定し、毒物又は劇物の販売業の登 録制度の前提となつている禁止を明らかにしているのであるから、同条三項の禁止 している行為は、登録を受けないでする業としての行為であると解すべきである。 従つて、同条三項本文は、右の登録を受けていない者が業として同項所定の販売、 授与又はこれらの目的での貯蔵若しくは陳列をすることを禁止する規定であると解 するのが相当である。このように解すれば、同法三条の違反を犯罪構成要件とする 同法二四条一号とは別に、昭和四七年法律一〇三号の改正法により追加された同法 二四条の二の一号又は二号が、三条の対象でもある毒物劇物のうち、同法三条の三若しくは四に規定される麻酔等の作用を有するもの、或は爆発性等のあるものにつ いて、加重された要件のもとにこれらを販売し又は授与することを犯罪構成要件と して規定し、しかも二四条より軽い法定刑を定めていることを整合性をもつて理解 することができる。すなわち、同法二四条の二の一号又は二号は、同法三条三項が 業としてすることを必要としているのと異なり、何人たるを問わず、また反覆継続 まとしてすることを必要としているのと表なり、同人にもと同じり、 5にん屋標でする等の意思の有無を問わず、同法三条の三若しくは四に規定する物を販売・授与した者を処罰する趣旨であると解される。この見地からすれば、同法二四条一号、 三条三項を適用している原判決の罪となるべき事実の記載は、単に一回の販売行為 を摘示するのみであつて、被告人のトルエンの販売が業としてなされたものである ことを窺わせる摘示を欠くといわなければならないから、犯罪構成要件の一部の摘 示を欠落するものであり、有罪判決として理由に不備があるといわざるを得ない。 よつて、刑訴法三九七条一項、三七八条四号により原判決を破棄したうえ、当審 において変更された訴因に基づき、同法四〇〇条但書により被告事件について更に 次のとおり判決する。

原判決の認定した罪となるべき事実(但し、「法定の除外事由がないのに」の次 に「業として」を加える。)に原判決と同一の法令を適用し、処断した刑期の範囲内で被告人を懲役一〇月に処し、刑法二一条により原審における未決勾留日数中八〇日を右刑に算入し、同法二五条一項によりこの裁判確定の日から四年間右刑の執 行を猶予し、原審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項本文により全部被告人 に負担させることとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 杉山英巳 裁判官 浜井一夫)